

請 願 書

紹 介 議 員

淺野 文直



菅原 進



東 正則



竹内 亨一



小田 理恵子



年 月 日

川崎市議会議長

様

に関する請願

請 願 者

住 所 (〒212-0016)

川崎市幸区向幸町 1-33

氏 名 幸区町内会連合会 副会長 宇田信一 

ほ 加 名

電 話 (544) 7885

平成23年 月 日

川崎市議会議長
大島 明 様

提出者 幸区町内会連合会
副会長 安岡 信一

誰もが安心して暮らせる社会を築くため、川崎市地域医療審議会での公平で公正な審議並びに一層の審議促進により、一刻も早く重症患者を受け入れる拠点病院の整備に関する請願

請願の趣旨

川崎市は、川崎市重症救急対応病院の公募に関して幸区内の病院を唯一の対応病院（重症救急ベッド62床）として指定していただくため、川崎市地域医療審議会での公平で公正な審議並びに一層の審議促進を求め、請願いたします。

請願の理由

本市の救急医療体制は、ここ数年、救急隊が到着してから医療機関へ搬送するまでの現場滞在時間が政令市でワーストワンであることから、その改善が求められています。

そこで、昨年9月より、医療機関との連絡時間短縮を目指し、川崎スタンダードが導入され、関係機関のご努力等により、改善の兆しも見え始めています。

しかしながら一方で、本市の人口が増加していることなどから、救急隊の増隊、救急救命士の養成など搬送体制の拡充と重症患者を受け入れる拠点病院の整備や、周産期救急医療、小児救急医療体制の一層の拡充が必要な状況は少しも、変わりありません。

特に、重症患者の救急車による医療機関の受け入れについては、受け入れ選定が困難な事態が続いています。

この抜本的な解決に当たり、受け入れ医療機関の確保とその整備が喫緊の課題として、ことし4月に健康福祉局では「川崎市重症患者救急対策（三次救急を除く）の公募に関する要綱」を定め、現在、2つの病院について、川崎市地域医療審議会での審査手続きが進められております。

さらに、この審議の後、市、県、国の承認を経て、病院を指定する予定であると同っており、審議が長引けば、長期化の懸念さえ、生まれるところです。

そもそも同要綱の制定主旨では、平成24年度からのスタートが掲げられています。この主旨に則った対応が強く求められていることを、市当局並びに同審議会に強くご認識いただくため、また、とりわけ南部医療圏における幸区の病床総数は川崎区、中原区に比較して極めて少ないことから、幸区在住の市民、登録医を中心とする82、643人の署名を集め、賛同を得たところでもあります。

また、同要綱では公募参加資格において、「平成22年度実績として、病床利用率が0.85を下回らないこと。ただし、この基準に満たない医療機関であっても、本事業の開始が平成24年度であることから、平成23年度における基準の達成が見込まれる場合は、この限りではない。」としています。

このただし書き部分に関して、見極め時期をいつとするかなどの議論によっては、同事業の迅速性に影響があるばかりか、もともとの公募のあり方まで、問われる事態となります。

市議会におかれましては、このような署名活動に至った背景について、ご理解いただくとともに、誰もが安心して暮らせる社会を築くため、同審議会での公平で公正な審議並びに一層の審議促進により、幸区内に、一刻も早く重症患者を受け入れる拠点病院の整備が地域の強い期待であることについて、ご理解いただき、心強い後押しをお願いして、お願いいたします。